

令和7年11月27日 議会運営委員会（未定稿）

午前11時42分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

日程に入る前に、当委員会に送付されております陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、日程に入ります。

1、第4回定例会について。（1）、急施案件について。

急施をもって執行機関から提案がありました。

藤本副区長から説明を受けます。

○藤本副区長 本日付で令和7年第4回区議会定例会に急施をもって提出させていただく案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

急施の案件は、条例8件でございます。

まず、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、職員の給与に関する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例のそれぞれ一部を改正する条例4件でございます。

本年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、職員、幼稚園教育職員及び特定任期付職員の給与につきまして、給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を合計して0.05か月分引き上げるほか、医師等に係る初任給調整手当の額を引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の給与につきまして、常勤職員に準じて、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を合計して0.05か月分引き上げるものでございます。

さらに、教育公務員特例法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当の額につきまして、教育委員会規則で定める校務の類型による業務の困難性等を考慮するよう改めるものでございます。

給料表及び初任給調整手当の改正につきましては本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期の支給に係る改正につきましては公布の日から、義務教育等教員特別手当の改正につきましては令和8年1月1日から、その他の改正につきましては令和8年4月1日から施行いたします。

次に、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、区長、副区長の給与及び旅費条例、教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例のそれぞれ一部を改正する条例3件でございます。

いずれも、本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当の年間の支給月数を0.05か月分引き上げるものでございます。期末手当のうち来年度以降の支給に係る改正につきましては令和8年4月1日から、その他の改正につきましては本年12月1日から施行いたします。

次に、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正及び内閣府令特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が本年11月13日に公布されたことに伴い、区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。令和8年4月1日か

ら施行いたします。

以上、ご説明いたしました議案を、本日このあとご送付申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小野委員長 ただいまご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 藤本副区長ありがとうございました。ご退席ください。

〔藤本副区長退席〕

○小野委員長 このあと、議案が送付されます。

本日の継続会に上程いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （2）、議案の付託先について。

付託先を確認いたします。

議案。条例。1、千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。2、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。3、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。4、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例。5、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例。6、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。以上6件は、企画総務委員会。

7、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。8、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。以上2件は、文教福祉委員会。

以上、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （3）、会期・日程（案）について。

本日の当委員会の追加及び急施案件のうち、条例7件については明日中途議決を行う必要があるため、明日の当委員会、継続会が追加された会期日程案が議長から示されましたのでご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （4）、発言通告の期限について。

明日の継続会での採決にあたり、討論等の発言通告につきましては明日の企画総務委員会、文教福祉委員会両委員会閉会の15分後を通告期限とさせていただきます。

（5）、再開後の議事日程について。

ご確認をお願いいたします。

（6）、再開後の議事順序について。

区議会事務局長から説明を受けます。

○石綿区議会事務局長 それでは、再開後の議事順序についてご説明させていただきます。本会議を再開したのち、休憩前に引き続き一般質問を行います。

はじめに、7番、牛尾こうじろう議員。次に、16番、入山たけひこ議員。次に、11番、はやお恭一議員の順で3名です。

続いて、日程に入ります。

令和7年11月27日 議会運営委員会（未定稿）

こちらからが一昨日ご説明した議事順序と異なってきますので、あらためてご説明させていただきます。

はじめに、追加日程第1から第6を日程に追加し、日程第1から第5と一括して議題にすることをはかり、決定します。

日程第1から第5、追加日程第1から第6を一括して議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、企画総務委員会に審査の付託をはかり、決定します。

なお、議案第63号、第65号及び第68号についての、地方公務員法第5条第2項に基づく特別区人事委員会の意見聴取の結果は、議場配付いたします。

次に、追加日程第7及び第8を日程に追加し、日程第6から第9と一括して議題にすることをはかり、決定します。

日程第6から第9、追加日程第7及び第8を一括して議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、文教福祉委員会に審査の付託をはかり、決定します。

なお、議案第70号についての、地方公務員法第5条第2項に基づく特別区人事委員会の意見聴取の結果は、議場配付いたします。

次に、日程第10を議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、動議により、予算特別委員会の設置及び審査の付託をはかり、決定したのち、委員会条例第5条第1項本文の規定により全議員を指名することをはかり、決定します。

次に、新たに設置された予算特別委員会の正副委員長互選のため休憩します。

再開後、正副委員長互選結果を報告します。

次に、日程第11を議題にし、執行機関の報告を受けます。

以上で本日の日程を終了します。

次の継続会は、11月28日、企画総務委員会及び文教福祉委員会終了後に開会する旨を宣言し、出席の方には文書通知しない旨の了承を願い、散会します。

なお、この間必要に応じ休憩時間をとり、また、状況に応じ時間延長を行います。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 2、その他。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 3、次回議会運営委員会の開会日時について

明日、11月28日金曜日、企画総務委員会、文教福祉委員会終了後開会いたします。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会